装管調第２７３号
２７．１０．１
一部改正　装管調第８７３１号
令和４年５月３０日

調達事業部長
長官官房会計官　殿
各地方防衛局長

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

別途提出される取扱説明書の契約上の処理について（通知）

標記について、契約の履行確保のため、仕様書の規定により機器とは別に要求幕僚監部等に提出される取扱説明書（売買契約による一般市販品に附属するものを除く。）以下「別途取扱説明書」という。）の処理にあたっては、平成２７年１０月１日から、下記のとおり実施されたい。

記

１　調達企画課長は、要求幕僚監部等に対し、納地通知書に別途取扱説明書の数量及び納入場所を記載するよう調整すること。

２　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官、調達事業部輸入調達官、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長

及び調達事業部航空機調達官付回転翼室長（以下「物別官室長」という。）は、契約書の品名欄に「(別途取扱説明書を含む。)」と記載すること。

3⑴　地方防衛局長等（北海道地方防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。）は、別途取扱説明書を検査の対象とすることとし、検査指令書をもって納入先の検査官にその検査を指令すること。

⑵　調達事業部において検査の指令するものについても同様の措置を講ずること。

4　物別官室長は、納期までに別途取扱説明書が納入されないおそれがある場合は、当該契約の履行遅延に関する協議を要求幕僚監部等に行うこと。

5　長官官房会計官は、前項の協議の結果、取扱説明書を分離して納期を猶予することが認められない場合は、契約代金の支払は別途取扱説明書納入後に行うこと。

写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長

配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官